

(教育福祉委員会資料)

令和3年12月
保健福祉局

令和3年度後期高齢者医療保険料の算定・賦課誤りについて

この度、令和3年度後期高齢者医療保険料について、一部の被保険者の保険料を誤って算定・賦課していたことが判明しましたので、ご報告いたします。

誤った保険料を算定・賦課した被保険者に対しお詫びするとともに、丁寧に説明し、理解を求めてまいります。

今後、このような誤りが起こらないよう再発防止に万全を尽くしてまいります。

1 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度における保険料は、保健福祉局生活福祉部保険年金課（以下「保険年金課」という。）から市民税システム（ACOS）の所得・課税情報を京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に送付し、広域連合が算定及び賦課決定を行っています。

この際に、一部の被保険者（繰越損失額を持つ方等）については、市民税システムの所得・課税情報のみでは保険料算定に必要な所得・課税情報が不足するため、保険年金課が行財政局税務部税制課（以下「税制課」という。）に対し、京都市個人市・府民税課税支援システム（以下「K-tax」という。）における賦課に必要な情報の抽出依頼を行い、その情報を取り込んだうえで、広域連合へ情報を送付しております。

2 事案の概要

(1) 内容

令和元年分までは、確定申告書様式における雑所得は「公的年金等」と「その他」の2種類の項目であったが、令和2年分の確定申告書様式より、「雑業務所得」（原稿料、講演料、ネットオークション等、営利を目的に継続的に行っている副業等）が追加され、3種類の項目となりました。

この追加変更に伴い、K-taxには「雑業務所得」の項目が新設されましたが、保険年金課から税制課に依頼するK-taxにおける情報抽出依頼に当該項目が漏れてしまい、「雑業務所得」を含まない所得情報を広域連合に送付したことから、「雑業務所得」を含まない所得情報をもとに誤った保険料を算定・賦課しました。

(2) 原因

確定申告書の様式変更に伴い、K-taxに項目が新設されたことを保険年金課が把握できておらず、従来どおりの所得・課税情報の項目のみを抽出し、広域連合に情報送付したため。

3 被保険者への影響

令和2年分の確定申告において、「雑業務所得」を所得申告されている方について、全件の内容確認を行ったところ、被保険者50名の保険料に影響があることが判明しました。

被保険者ごとの影響につきましては、下表のとおりです。

影響を受ける額	増額更正となる方	減額更正となる方
15万円以上	4人	1人
10万円以上15万円未満	2人	0人
5万円以上10万円未満	9人	0人
3万円以上5万円未満	4人	0人
1万円以上3万円未満	12人	0人
1万円未満の方	15人	3人
計	46人 3,011,140円	4人 176,522円

4 再発防止策

今回の事案を受けて、制度改正に伴う様式の見直しなどについては、毎年度、保険年金課が主体的に確認を行い、広域連合や税務担当部局との事務連携に遺漏が生じないように徹底します。

また、当該事案のような事務処理誤りは他業務でも起こり得ることから、局内において、以下の事項を徹底するよう周知を行いました。

- ① 法改正や国の制度変更等の際には、当該制度変更等に伴う業務への影響を所属全体として確実に把握すること。
- ② 所属長等は制度変更等により必要となる対応を確認するとともに、その対応が適切に実施できているかどうか進捗状況を管理すること。
- ③ 関係部署と常に連携し、制度変更等に係る確認や情報交換等を主体的に行うこと。

5 今後の対応

対象となる被保険者の方々に対しお詫びを行うとともに、正しく算定した保険料が増額となる方に対しては増額分のお支払いをお願いし、減額となる方に対しては減額分を速やかに還付してまいります。